

函館市障害者福祉基金条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 4 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 1 1 号

函館市障害者福祉基金条例等の一部を改正する条例

(函館市障害者福祉基金条例の一部改正)

第 1 条 函館市障害者福祉基金条例（平成 1 6 年函館市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「 2 億 9, 218 万 5, 000 円」を「 2 億 9, 080 万 5, 000 円」に改める。

(函館市青少年育成基金条例の一部改正)

第 2 条 函館市青少年育成基金条例（平成 2 9 年函館市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「 5, 745 万円」を「 4, 693 万円」に改める。

(函館市観光振興基金条例の一部改正)

第 3 条 函館市観光振興基金条例（平成 2 4 年函館市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「 4 億 2, 096 万 6, 000 円」を「 3 億 7, 996 万 7, 000 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。